

業務等委託契約書(案)

1 委託業務名	包括外部監査		
2 場 所	吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所ほか		
3 履行期間	令和 8 年 4 月 1 日 から	令和 9 年 3 月 31 日 まで	
4 業務委託料	円		(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5 契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 第4条第1項第1号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の5に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免除(第4条は適用除外)		
6 適用除外条項	なし		
7 特記事項	個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱いに係る特記事項」によるものとする		

上記の委託業務について、吹田市(以下「発注者」という。)と〇〇(以下「受注者」という。)は、次の条項によって地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者は、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 名 称 吹 田 市
代 表 者 吹田市長 後 藤 圭 二 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総 則)

第1条 受注者は、法その他関係法令並びにこの契約書、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 法その他関係法令並びにこの契約書、仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(監査費用の額の算定方法)

第3条 発注者は、金 〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税に相当する額 〇〇〇〇〇〇円を含む。）を限度として次項に定めるところにより算定した包括外部監査契約に基づく監査に要する費用（以下「監査費用」という。）を受注者に支払うものとする。

2 監査費用の額は、別表で定める基本費用の額並びに別表で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額とする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただ

し、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第40条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 発注者が、第43条の規定により、本条第1項第1号に掲げる契約保証金を違約金等に充当したときは、受注者は、発注者が充当した額に相当する額を追加で納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の帰属)

第6条 成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下この条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第7条 受注者は発注者に対し、成果物を公表し、複製し、又は、翻案することを許諾する。

(著作者人格権の制限)

第8条 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第9条 受注者は、成果物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第10条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(再委託の禁止及び誓約書等の提出)

第11条 受注者は、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。

4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、委託業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第35条各号に該当する者を再委託先としてはならない。

8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第35条各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第12条 受注者は、委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（一身上に関する事件等に関する相互の情報の提供）

第13条 発注者と受注者の双方は、法第252条の29の規定に基づく特定の事件についての監査の制限の判断に資するため、この契約の締結後において、受注者若しくは受注者の父母、祖父

母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は受注者若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係に該当する事実の有無につき相互に十分な情報を提供しなければならない。

(便宜供与)

第14条 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者によるこの契約に基づく監査の実施に適する場所を提供するものとする。

(特定の事件の通知)

第15条 受注者は、監査委員及び受注者の行う監査の適正かつ円滑な遂行に資するため、特定の事件を定めた際は、その旨を監査委員に文書をもって通知するものとする。

(成果物に関する報告)

第16条 受注者は、成果物を書面及び書面の内容を記録した電子媒体により提出しなければならない。

2 受注者は、会計年度末日以前であっても、受注者が監査をすることが必要と認めた特定の事件に関するこの契約に基づく成果物を決定した場合には、これを遅滞なく提出しなければならない。

(成果物の内容)

第17条 成果物は、次に掲げる事項を内容としなければならない。

- 1 監査を実施した期間
- 2 監査の対象とした事件名及びその概要
- 3 監査の結果
- 4 その他必要と認める事項

(成果物に関する資料の提出要求)

第18条 発注者は、法第252条の38第4項の規定に基づき成果物に関し意見を提出するために必要があると認めるときは、受注者に対し、成果物に関する資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、前項の提出の要求があったときは、特別の事情がない限り、成果物に関する資料を提出するものとする。

(委託業務の調査等)

第19条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第20条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(費用及び一般的損害)

第21条 委託業務の実施に要する費用については、受注者の負担とする。

2 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他委託業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第23条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、発注者は延滞違約金を徴収することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第24条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して成果物一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の成果物の提出を受けたときは、その日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、成果物について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなして、前2項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡さなければならない。

(監査費用の額の確定)

第25条 発注者は、受注者から監査費用の額を確定するために必要な資料の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、発注者が受注者に対して支払うべき監査費用の額を確定し、書面により受注者に通知しなければならない。また、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し書類の提出及び説明を求めることができる。

(業務委託料の支払)

第26条 受注者は、監査費用の額が確定したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第27条 受注者から引渡しを受けた成果物に関する権利は第6条から第10条までに規定する受注者の権利を除き、一切発注者に帰属するものとする。

(契約不適合責任)

第28条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第29条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第24条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、種類又は品質に関する契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるとき又は成果物の引渡し時において、受注者が契約不適合を知り若しくは重大な過失により知らなかったときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第30条 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、次条、第32条、第34条及び第35条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第32条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 委託業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債

権を譲渡したとき。

(8) 第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第33条 前2条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第34条 発注者は受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第11条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第35条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第36条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第37条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条 前2条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第39条 発注者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務

を完了した部分（以下この条において「既履行部分」という。）によって発注者が利益を受けるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 前項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第31条、第32条、第34条又は第35条の規定によるときは発注者が定め、第30条、第36条又は第37条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

4 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に委託業務を完了することができないとき。
- (2) 委託業務の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第31条又は第32条の規定により委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第31条又は第32条の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 発注者が法第252条の35第1項若しくは第2項の規定に基づきこの契約を解除した場合又は受注者が同条第3項の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (3) 委託業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
（反社会的勢力排除に違反する行為があった場合の賠償額の予定等）

第41条 第34条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 前条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、解除により生じる損害について、発注者に対し一切の請求を行わない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第42条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、発注者の請求に基づき、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を

行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の業務委託料の100分の10に相当する額のほか、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、この契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が当該条項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第43条 第40条から前条までの場合において、第4条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金、賠償金又は延滞金に充当することができる。

2 受注者が、この契約に基づく違約金、賠償金又は延滞金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から受注者の支払日までの日数につき、民法所定の割合で計算した遅延金を加えた額を徴収する。

3 前項の場合において発注者の支払うべき業務委託料があるときは、これを相殺して徴収し、なお不足があるときは追徴する。

(受注者の損害賠償請求等)

第44条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を書面により発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(秘密の保持)

第45条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(監査に要した諸資料の取扱い)

第46条 受注者は、監査の実施に当たり用いた資料又はその写し（発注者と受注者の協議により、受注者が保存することが不適当とされたものを除く。）を、この契約の期間の終期から5年間保存しなければならない。

(個別外部監査への協力)

第47条 受注者は、当該監査契約期間中に発注者から個別外部監査にかかる協力の申出があったときは、可能な範囲において最大限の協力をするものとする。

(契約に定めのない事項の処理)

第48条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(仮契約)

第49条 この契約は、議会の議決を経られたときに令和8年4月1日から本契約として効力が生ずるものとする。

(別表)

基本費用	円
執務費用 及び実費	

別記

保有個人情報取扱いに係る特記事項

(個人情報を取扱う際の基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関連して個人情報を扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成29年5月18日制定）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和5年4月1日施行）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守しなければならない。

(収集の制限)

第2条 受注者は、本契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託)

第3条 受注者は、原則として本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(責任体制)

第4条 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者及び受注者の管理責任者は、発注者から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたと

きは、その指示に従わなければならない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、個人情報保護のために必要な限度において、受注者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は発注者の職員に受注者の実地の調査等をさせることができる。

2 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

3 前2項に規定する委託業務の調査等については、受注者が再委託した場合も同様とする。

4 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び緊急時報告の手順を定めて発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

(事故の防止及び発生時における責任)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及びその他の事故（以下「漏えい事故」という。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、漏えい事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、事故の対応について発注者の指示に従わなければならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、発注者と協力して必要な措置を講じ、かつ、発注者の指示に従わなければならない。

4 受注者は、漏えい事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡並びに証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(資料等の返還等)

第7条 受注者は、本契約業務を処理するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間満了後又は契約解除後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名及び数量、消去又は廃棄の方法並びに処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。
(個人情報の管理方法)

第8条 受注者は、個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本契約業務以外の用途に使用してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の保管に当たっては本契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の承諾を得ることなく個人情報を発注者の指定する場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定に違反したときは、直ちに発注者においてその事実及び経過について公表されても一切異議申し立てを行うことができない。
- 3 受注者は、本契約業務の従事者に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を記入させて発注者に対して提出しなければならない。

(教育及び研修)

第10条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従事者が遵守すべき事項、本契約業務の適切な履行のために必要な事項及び次の各号に規定する関連法令等について、本契約業務に従事する従業員に対して教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
(平成26年12月18日特定個人情報保護委員会公布)

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(4) 吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和5年4月1日施行）

(5) 吹田市情報セキュリティポリシー

（発注者の解除権）

第11条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（補則）

第12条 受注者は、個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

2 本特記事項に定める事項（第3条を除く）は、第3条により受注者から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。